

## 弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務 仕様書

### 1. 業務名

弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務

### 2. 委託上限額

9,942,999円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和5年1月31日（火）

### 4. 目的

本業務は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、町域における再生可能エネルギーの導入目標を設定するとともに、国の2030年度の温室効果ガス削減目標を踏まえ、同年までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量をゼロにするために必要となる再エネ導入量の把握などの調査・分析とその実現のために必要な施策を検討するものである。

なお、本業務は環境省の「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の採択を受け実施するものであり、その成果は、「弟子屈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」令和4年4月策定）の改定に係る検討資料として活用する。

### 5. 業務内容

- (1) 弟子屈町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集又は現状分析  
ア 脱炭素に関する国の最新の政策動向、国内の特徴的な取組等について、公開情報、資料等から整理

整理の際は全般的な政策動向の把握とともに、本町との地域特性と関わり深い農業分野や温泉利用分野の脱炭素の情報については特に留意して情報の収集、整理を行うこと。

- イ 弟子屈町の再エネの導入ポテンシャルおよび再エネの導入状況の把握

把握にあたっては、エネルギー供給構造高度化法において定義されている再エネを対象に、本町における地理・自然特性等を考慮すること。

具体的には、現時点では太陽光発電、陸上風力発電、中小水力発電、地熱発電（バイナリー方式、フラッシュ方式）、バイオマス発電（農産系、林産系、その他（家畜糞尿、厨芥類、下水汚泥等）を対象とする。

(2) 弟子屈町の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計

温室効果ガスの現状値の把握は、令和4(2022)年4月に改定した「弟子屈町温暖化対策実行計画(区域施策編)」の内容を基本とする。

将来推計は、実行計画では2030年度の排出量を2013年度と比較して自然減で33.0%減少としているが、2050年度までの成り行きシナリオ(BAU)や既存・計画中の排出量削減施策を実施した場合の対策シナリオや、2050年カーボンニュートラル達成に必要な目標シナリオも推計すること。

(3) 弟子屈町の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

国の政策動向整理、本町の地域特性・課題の把握、温室効果ガスの将来推計、再エネの導入ポテンシャル等の確認・検討結果をもとにし、2050年CO<sub>2</sub>排出量ゼロに向けた本町が目指すべき脱炭素まちづくりの方向性、コンセプトの検討を行うこと。

また、(2)で作成した目標シナリオ達成のために必要となる施策と各施策によるCO<sub>2</sub>排出量削減効果を、目標年(2030年、2040年、2050年)毎に整理すること。

(4) 弟子屈町の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成

ア 本町の地域特性および再エネ導入状況、再エネポテンシャル、CO<sub>2</sub>排出量・エネルギー消費量の将来推計等を踏まえて、目標シナリオ達成に必要な再エネ導入量を、設備容量(kW)と発電量(kWh)に分けて、電源種別および目標年度別(2030年、2040年、2050年)に設定すること。

なお、設定を行う電源種については、ポテンシャルのある電源の中から、現時点で導入実績のある電源や開発計画のある電源(フラッシュ発電など)を中心に、自然環境や景観への配慮の観点から地域受容性のある電源を選択すること。

イ 目標値については、既存の導入量の増加ペースや開発計画などから積み上げつつ、目標値に達しない場合はポテンシャルやCO<sub>2</sub>排出量削減目標からのバックキャストにより目標値を定めること。

積み上げとバックキャストに大きなギャップがある場合は、目標達成のために必要な追加的施策等を検討すること。

ウ 脱炭素シナリオ達成のために必要となる再エネ導入を実現するための政策、施策ならびに指標について、本町の既存計画と整合するように検討すること。

施策について、現時点で想定している重点施策について、2050年を見据えてCO<sub>2</sub>排出量削減効果が最大限得られた場合、2018年度(現況年度)のCO<sub>2</sub>排出量とほぼ同等である、約6.4万t-CO<sub>2</sub>の効果が得られると試算された(試算方法は、本業務において精緻化を行うこと)。しかし、複合施設の開発などエネルギー需要の増加要因があることや、今後の開発状況が不透明な地熱発電(フラッシュ発電)による削減効果が大きな割合を占めていることから、他の電源種の活用についても十分考慮し、脱炭素シナリオの達成可能性を高める政策・施策も検討すること。

エ CO2排出量削減効果以外に、自然的・社会的・経済的課題に対応する効果として、既存計画（弟子屈町総合計画、弟子屈町観光振興計画等）との整合を図りながら、施策の効果を評価する指標の検討を行うこと。

なお、地域課題への再投資の仕組みについて、地熱発電事業に関するものは合同会社弟子屈地熱推進公社（T-GEC）による地域還元の仕組みの活用を想定しているが、他の電源種の再エネ事業についてもT-GECが担うことができるか検討を行うこと。

(5) 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定

本町の生活や産業における中心的な拠点となっている弟子屈地区と川湯温泉地区において、脱炭素先行地域の実現を目指した基礎調査および計画策定を行うこと。

主な実施内容のとしては、

- ①地区内のエネルギー需要家（民生部門）のエネルギー消費量（現況・将来予測）の把握（ヒアリングを基本とし、困難な場合は統計資料等から推計）
- ②再エネポテンシャルの把握（REPOS等の公表情報や将来計画等から把握）
- ③脱炭素先行地域とする想定エリアの詳細設定
- ④2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出量をゼロにするために、追加的に必要となる再エネ導入量の把握
- ⑤上記④の実現のために必要な施策の検討

とする。

(6) 合意形成及び事業推進のための会議等の開催

事業の実施に当たり地域の関係者等との合意形成や本事業に関係する有用な知見を有する関係者による検討推進を図るための会議等の開催について運営し、町の求めにより出席、資料提供、助言及び議事要旨の記録等の支援を行うこと。

なお、受託者による会議等の開催は受託者の負担により実施するものとする。

(7) その他

本業務は、環境省補助事業「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用するため、本補助事業の対象事業要件に沿った業務運営を行うこと。要件は次のとおり。

- ア 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集又は現状分析
- イ 地域の特性や削減効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること。）
- ウ 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

- エ 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成
- オ ウ及びエを実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定
- カ 「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議策定)に基づき、地域脱炭素の実現を目指した計画策定(実現可能性調査を含む。)

## 6. 業務実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 発注者と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、双方協議の上、決定する。ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

## 7. 成果品について

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、弟子屈町観光商工課へ提出することとする。
  - ア 業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・印刷物(A4版) 5部 電子データ
  - イ 業務報告書概要版・・・・・・・・・・・・・・・・印刷物(A4版) 5部 電子データ
  - ウ 業務に用いた統計資料及び参考資料・・・電子データ一式
- (2) 電子データの仕様については以下のとおりとする。
  - ア Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
  - イ 使用するアプリケーションソフトは、以下のとおりとする。
    - ①文 章：Microsoft社Word(ファイル形式はWord2010で表示・編集が可能なものであること。)
    - ②計算表：Microsoft社Excel(ファイル形式はExcel2010で表示・編集が可能なものであること。)
  - ウ イによる成果品に加え「PDFファイル形式」による成果品を作成すること。
- (3) 受託者は、成果品の引渡しにあつては期限を遵守し、かつ、弟子屈町の検査を受けなければならない。
- (4) 検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

## 8. 留意事項

- (1) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもってすべて町に移転する。
- (2) 受託者は、町が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決するに要する一切の費用を含む）において解決すること。
- (6) 本業務の実施際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内および委託業務期間終了後においても、当該業務で知りえた秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (7) 受託者は本業務の全てを第三者へ委託、また請け負わせることができない。
- (8) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。
- (9) 弟子屈町情報公開条例（平成13年弟子屈町条例第23号）に基づく情報公開の対象となる。